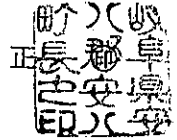


(審査庁)

安八町長

堀



審査請求についての裁決の概要の公表について

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第85条の規定に基づき、審査庁が行った審査請求の裁決等の内容について下記のとおり公表する。

記

[不服申立ての裁決等の内容]

① 審査請求年月日

別表(不作為一覽)のとおり

② 裁決日

令和元年10月17日

③ 処理期間

令和元年9月2日から令和元年10月17日まで

④ 不服申立ての概要と裁決内容

1) 処分の類型(法令根拠)

安八町情報公開条例第9条第1項に規定されている、公開請求に対する決定等の期間を超えても処分決定されないことを理由とする不作為。

2) 裁決内容(認容、棄却等)

却下 審査庁の裁決がされた時点で、行政不服審査法第3条にいう不服申立適格を有する者ではないことから、請求に理由がないと判断したため。

1954年



